

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第39回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成27年3月27日（金）14：00～14：23
於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、篠崎 悦子、島村 博之、菅 美千世、
多賀谷 一照、永峰 好美、南雲 弘行、二村 真理子

（以上8名）

第3 出席した関係職員等

武田 博之（郵政行政部長）
齋藤 晴加（郵政行政部企画課長）
山碕 良志（郵便課長）
菱沼 宏之（貯金保険課長）
神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

◆ 諮問事項

平成27年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可について

開 会

○樋口分科会長 皆さん、こんにちは。お忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。本日は、委員9名中8名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議題に従いまして、議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問事項1件でございます。

それでは、諮問1114号「平成27年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可」について、総務省から説明をお願いします。

○山崎郵便課長 はい。郵便課長の山崎です。よろしくお願いいたします。

資料39-1と、その下に説明資料という冊子がございます。資料39-1には諮問書が添付されておりますが、本日は、内容をまとめました説明資料に沿ってご説明いたします。

1枚お開きください。1ページ目でございます。この寄附金配分の制度についてでございます。日本郵便株式会社は、お年玉付郵便葉書等に関する法律によりまして、10の事業、枠囲みに①から⑩とございますが、この10の事業について公募を行い、配分すべき額を決定することとしております。2でございます。日本郵便株式会社が額を決定するに当たりましては総務大臣の認可を要することとなっております、会社から今回、認可申請を受けたところでございます。3といたしまして、総務大臣は、この認可を行うに当たりまして、当審議会に諮問することとなっております、今回、諮問を行うものでございます。

2ページをご覧ください。日本郵便株式会社において行われました公募の状況でございます。昨年8月に寄附金配分団体の公募が開始されました。(2)にあります助成分野、アからカまでの6つの分野について公募されております。申請可能団体は、アからオの5分野は、ここに書かれております公的な法人でございます。昨年までと比べまして、一般社団法人と一般財団法人が追加されております。これは、他の同種の助成制度との並びを取ったと聞いております。カの東日本大震災につきましては、営利を目的としない法人全般を申請可能団体としております。

3ページをご覧ください。今回の申請の内容でございます。(1)ア(ア)の寄せられた寄附金額の合計は、5億4,235万円でございます。これに、(イ)でございますが、前年からの繰越金を加え、配分費用を控除して、全体で5億6,191万円を今回の配分額としております。残余の額は、繰越金とされます。配分しようとする団体は284。そのほか、申請内容といたしまして、(2)の配分団体が守らなければならない事項、あるいは配分金の使途についての監査に関する事項がございます。

4ページをご覧ください。寄附金配分の考え方でございますが、真ん中あたり、申請事業に期待する項目といたしまして、この配分に当たっては、先駆性、社会的ニーズ、明確性・実現性、緊急性といったものが期待されるという観点で審査が行われております。また、定量的条件といたしまして、寄附金申請額が少額であること、自己負担額割合が高いこと、繰越剰余金がより少額であること等の条件を加味して審査が行われ、順

位が付けられたと聞いております。申請採択状況の全体ですが、(2)でございます。団体からの申請は全体で1,009件、金額が27億5,435万円分ございましたが、日本郵便株式会社の配分案は、そのうち284件、5億6,191万円配分しようというものです。採択率は件数で28.1%、金額で20.4%でございます。

5ページをご覧ください。審査結果でございますが、申請内容が先ほどのお年玉法の規定に適合したものと認められることから、私どもとしては、認可することが適当である旨、諮問するところでございます。以下、項目ごとにご説明いたします。まず、5ページ目の表のところでございますが、寄附金から控除される費用といたしまして、寄附金付葉書等の発行、販売、それから寄附金のとりまとめに要した費用、イといたしまして、寄附金の管理・配分金の交付、使途の監査のために要する費用、これが妥当であるかどうかというのが1点目の基準でございますが、いずれについても、理由のところでございますとおり、適切に積算されていると認められることから、妥当なもの判断しております。

6ページをご覧ください。次の項目といたしまして、審査基準の、寄附金が法律に定められた事業の実施に必要な費用に充てられていることという点でございます。右側の理由の欄でございますが、配分団体の決定について、あるいは配分団体ごとの配分すべき額の決定について、いずれも社外有識者から構成される審査委員会での審議を経て決定されているということも含みまして、全体として審査の過程については公正であると認められると判断しております。残りの基準でございますが、配分団体が守らなければならない事項、配分金の返還に関して必要な事項のいずれについても必要十分な事項が定められているというふうに判断をいたしてございまして、いずれも妥当なもの認めているところでございます。

以上が、認可に関する考え方でございます。

それから、この時間をお借りしまして、次の資料といたしまして、カラー刷りの、「平成25年度年賀寄附金配分事業活用事例」でございます。活用事例の下に一枚紙で、平成25年年賀寄附金の配分状況というものがあると思っておりますが、それをご覧ください。今回、活用事例をご紹介した際の配分時のデータでございますが、全部で6億11万円の配分が行われまして、275件の事業が行われたところでございます。この275、平成25年度に行われた事業の中で、32の事例につきまして、日本郵便株式会社の評価委員会で高い評価を得たものを今回、活用事例としておまとめしたものでございます。今日は時間の都合もございまして、その32の事例の中で、日本郵便株式会社の事務局において特に優れていると判断されました6つの事例について、簡単にご紹介したいと思っております。

活用事例の資料の、1枚開いて、目次をご覧くださいませでしょうか。1から6までの6つの分野がございますが、それぞれにつきまして1点ずつ6事例が選ばれております。今日ご紹介するのは、上から順番に、1-2、2-6、3-3、4-1、5-3、6-4の6事例でございます。

まず活動・一般の事例につきまして、2ページをご覧ください。北海道札幌市の公益財団法人北海道環境財団によります、カーボン・オフセットの周知・推進と連携した市民による自発的な節電・省エネ実践のためのスキーム構築事業でございます。事業内容

のところにありますとおり、この事業におきましては、省エネ・ポイントといいまして、期間中、電気・ガス・灯油の使用量に応じて減算され、期間満了後に手元に残ったポイントを商品券と引き換えることができるというプロジェクトを北海道内の北見市において実施されまして、50世帯が参加されたと聞いております。平成25年度は年賀の助成を受けて事業を実施されましたが、今年度、平成26年度におきましては単独の事業として、北海道内の石狩市、下川町で、この省エネ・ポイントを継続的に実施されているというふうに聞いております。そのほか、省エネサポート窓口といたしまして、各家庭の省エネに関するアドバイスを実施する事業を行われまして、50世帯が参加されたということで、資料にありますとおり、5カ月間に電気使用量、前年比で約15%の削減を達成されたということでございます。

2点目でございますが、16ページをご覧くださいませでしょうか。活動・チャレンジ部門の大阪府吹田市の特定非営利活動法人すいた環境学習協会によります、児童たちが校庭で「二毛作」と「地産地消」を実体験する学習支援事業でございます。市内の小学校8校の校庭にミニ田んぼを作りまして、年間を通じて稲と玉ねぎを育てるなどの農業体験に取り組まれたということでございます。農業体験では、農家の指導や農協の協力を受けながら、食の大切さや地産地消を実感できたと報告を受けております。実績といたしまして、8校の小学校5年生、約800人が参加されまして、お米が90キロ、玉ねぎが3,500個収穫されたと聞いております。

3件目でございますが、18ページをご覧ください。事例3-3、山梨県笛吹市の特定非営利活動法人地域福祉サポート笛吹によります、コミュニティスペース開設のための農業用倉庫改修・開設事業でございます。従来、この場所には農業用倉庫、写真の左側を見ていただきますと、建屋、倉庫みたいなものになっておりますが、それを改修して、地域のためのコミュニティカフェを開設されたということでございます。喫茶で利用される個人の方だけではなくて、地域のボランティアグループあるいは文化活動団体などにも活用されて、生きがいつくり、介護予防等に生かされたということでございます。毎月カフェを利用される方が100人程度、そのほか防災関係の講座にも50人程度が参加されたということでございます。

4件目でございますが、19ページの事例4-1でございます。沖縄県糸満市の社会福祉法人トゥムヌイ福祉会によります、障がい者就労支援施設A i l e（エール）の利用者増加に伴う工賃の確保及び向上の為の新規生産科目（ジュエリー部門）設備の整備事業でございます。障がい者就労支援施設の新たな生産活動といたしまして、沖縄伝統工芸のジュエリーを取り入れるための機器整備を新たに行われたということでございます。これを活用されまして、障がい者、主に知的障がい者、精神障がい者がこの生産活動に携われまして、助成を受けた25年度は利用者数が16名の障がい者、今年度は19名が利用されているということでございます。

5件目でございますが、22ページをご覧ください。福岡県田川郡福智町の社会福祉法人朝日会によります、通院・苑外活動・送迎用のための小型車両増備事業でございます。身体障がい者療護施設の利用者によります通所、通院、買い物、苑外活動などに利用されるために、小型の、車いす1名仕様の福祉車両を購入されたという事業でございます。小型車両のため、女性職員1名で送迎ができるようになったということで、これ

までの買い物、苑外活動の回数が増え、毎日2回程度は使用されていると聞いておりません。

最後が、26ページでございます。事例6-4、福島県福島市の特定非営利活動法人市民公益活動パートナーズによります、借上げ住宅避難者のための「交流ひろば」開設による自治会とコミュニティの支援プロジェクトでございます。借上げ住宅の避難者の皆さんのための拠点づくり、あるいはその自治会の支援を行うということで、「うわまち交流ひろば」という、散歩ですとか、おやつ会、年賀状サロンなどの交流事業を行いまして、延べ677名の方が参加された、あるいは、季節のイベントとして、親睦会や芋煮会などを開催いたしまして、中学生の方も含めて81名のボランティア等の方が参加されたと聞いております。

駆け足でございましたが、これら6事例を含めました活用事例につきまして、今後、年賀寄附金の活動あるいは関係者に対する理解を求めるために、これらの過去の事例について、総務省あるいは日本郵便株式会社において活用していきたいと思っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○永峰委員 それでは、よろしいでしょうか。

○樋口分科会長 はい、永峰委員。

○永峰委員 どれも非常に有益な、しかも効果が挙がっているものをご紹介いただきまして、ありがとうございます。1点だけ、ご説明いただければと思いますが、助成分野で、アで活動・一般プログラム、イで活動・チャレンジプログラムとなっていますが、この2つの事例を見て、違いがよく分からないのです。チャレンジと一般とはどういうふうに区別していらっしゃるのでしょうか。

○山崎郵便課長 説明資料の16ページをご覧ください。公募に際して日本郵便株式会社で示されました配分申請要領の3. 年賀寄附金配分事業の分野の*1でございますが、チャレンジプログラムとは、ここにありますとおり、新規事業の企画、調査、試行を経て継続事業運営に入っていくステップを対象とするというプログラムでございまして、その他のものが一般プログラムに当たるということで、先駆的な事業を、芽を育てるといったような観点で、チャレンジプログラムというのが別枠で設けられているというものでございます。

○永峰委員 はい、分かりました。

○樋口分科会長 よろしいですか。

○永峰委員 はい。

○樋口分科会長 ほかにご質問。

○篠崎委員 はい。

○樋口分科会長 篠崎委員、お願いします。

○篠崎委員 この事業、寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金についての、この事業ですが、日本郵便株式会社が行っているということになっているのですが、もうちょっと具体的にお伺いしてもよろしいですか。どこの部門がどういう名称でやっているか。

○山崎郵便課長 部門ですか。

- 篠崎委員 はい。日本郵便株式会社、かなり大きいと思うんですよね。どこの部門で。
- 山碕郵便課長 環境・社会貢献室という組織がありまして、そこが担当されています。
- 篠崎委員 環境……。
- 山碕郵便課長 環境・社会貢献室でございます。
- 樋口分科会長 お手元の資料39-1の説明資料の14ページとか21ページに提出先、送付先というのがありますが、ここがおそらく担当部局だと思います。
- 篠崎委員 どこですか。何ページですか。
- 山碕郵便課長 14ページでございます。
- 篠崎委員 39-1？
- 山碕郵便課長 説明資料の14ページでございます。
- 篠崎委員 説明資料の14ページ。ここですか。ここには経営企画部。
- 山碕郵便課長 お客さまのお問い合わせ先というのが、担当している部門でございます。
- 篠崎委員 分かりました。総務・人事部の環境・社会貢献室。分かりました。ありがとうございました。
- 樋口分科会長 そのほかに何かございませんでしょうか。篠崎委員はよろしいですか。
- 篠崎委員 よろしいです、はい。
- 菅委員 分かれば。
- 樋口分科会長 はい。
- 菅委員 分かる範囲で教えてください。余剰金というのを返すことになっていますが、今ご説明いただきました25年の配分状況でも繰越ということで1,000万円出ていますが、何かこれは、事業者というか、団体さんにしてみると使い勝手があまり良くないとか、あるいは申請した事業が当初よりも少なかったからとか、何か偏ったというか、こちらが用途を改善してあげればもう少し余剰金の方が少なくなるかとか、そういうことは感じたことありますか。なければ結構です。
- 山碕郵便課長 参考資料でお配りしました25年寄附金配分状況にあります繰越金というのは、事業を実施した後のものではなくて、配分をした時点において未配分で次年度以降の配分財源に繰り越したという性格のもので、事業をやった後に余った余剰金とは別のものがございます。繰越金は基本的には申請額に応じて配分しますので、この繰越金に相当する額については配分する相手方がなかったことが大きな原因かと思えます。
- 菅委員 分かりました。そうしますと、年度末に残った分は返還するという規定が付いてますが。
- 山碕郵便課長 はい。それは、この繰越金とは別に、事業を実施した後に、実際どれぐらい使ったかということで精算して余ったものが、余剰金という形で返ってくるというものでございます。
- 菅委員 それは、年間、直近のところではどれくらいになるものですか。
- 山碕郵便課長 ちょっとすぐ分かりません。すみません。もしこの会合が終わるまでに分かればご回答します。
- 菅委員 いや、次回にでも教えていただければ。

○山碕郵便課長 分かりました。

○菅委員 すみません。ありがとうございます。

○樋口分科会長 そのほかに何かございませんでしょうか。よろしいですか。

○篠崎委員 ちょっといいですか。

○樋口分科会長 はい、篠崎委員。

○篠崎委員 配分なんですけど、これは説明資料の7ページに寄附金の配分推移とありますけれども、0というところがけっこう多いんですね。これは、完全に募集しなかったのですか。26年に募集したものは、助成の分野ということで、2ページの(2)のようなどころに書いてありますが、それには例えば、かなり0が並んでいるのが、4号事業とか9号事業なんていうのがあるんですけども、これは助成分野には入っていなかった年度なんです。何かかなりばらつきがあるような気がして。

○山碕郵便課長 7ページの事業別配分推移の0、0というところですか。

○篠崎委員 ええ。

○山碕郵便課長 公募自体はすべての事業について行っておりますが、申請がなかったのか、申請があったけど配分に値するものがなかったのか、ちょっとすべてどちらかは分かりませんが、結果的に配分がなかったものが0と計上されている事業です。

○篠崎委員 5号事業の交通事故とか水難なんていうのがかなり少ないですよ。

○山碕郵便課長 そうですね。事業ごとに査定の考え方をたがえているわけではありませんので、おそらく申請自体がほかの事業に比べてかなり少なかったのだと思います。

○多賀谷委員 この1号から10号までの事業の区分というのは、郵便法か何かに書いてあるわけですか。

○山碕郵便課長 はい。お年玉法に書いてございまして、これに該当するものに限って配分をするということになっております。

○樋口分科会長 よろしいでしょうか。

それでは、ご意見ございませんので、諮問1114号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのように答申することといたします。

以上で、本日の議題は終了しました。この際、皆様から何かご意見とか問い合わせとかコメントございましたら出していただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 事務局から何かございますか。よろしいですか。

それでは本日の会議は終了いたします。

次回の日程につきましては、別途確定になり次第、事務局からご連絡を差し上げますので、皆様方、よろしくお願ひします。

以上で閉会といたします。本日はありがとうございました。

閉 会